

平成 28 年第 6 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 28 年 12 月 7 日（水曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 7（町長提出議案第 44 号）上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8（町長提出議案第 45 号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9（町長提出議案第 46 号）上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10（町長提出議案第 47 号）地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11（町長提出議案第 48 号）上里町税条例等の一部を改正する条例について

日程第 12（町長提出議案第 49 号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 13（町長提出議案第 50 号）上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 14（町長提出議案第 51 号）上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 15（町長提出議案第 52 号）上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 16（町長提出議案第 53 号）上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

日程第 17（町長提出議案第 54 号）上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 18（町長提出議案第 55 号）平成 28 年度上里町一般会計補正予算（第 4

号)について

日程第19(町長提出議案第56号)平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正
予算(第2号)について

日程第20(町長提出議案第57号)平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算
(第2号)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡 壽君
5番 齊藤 崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井 實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋 仁君
13番 伊藤 裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関根孝道君	副 町 長 高野正道君
教 育 長 下山彰夫君	総務課長 岸 智敏君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 須長正実君
くらし安全課長 望月 誠君	町民福祉課長 板垣延雄君
子育て共生課長 山田 隆君	健康保険課長 山下容二君
高齢者いきいき課長 山口圭子君	まち整備課長 稲岡信行君
産業振興課長 南雲定夫君	学校教育課長 高橋 淳君
学校指導室長 福島 彰君	生涯学習課長 金井 孝君
郷土資料館長 丸山 修君	

事務局職員出席者

事務局 長 飯塚好一 係 長 神村輝行

開 議

午前 11 時 0 分開議

議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第44号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第7、町長提出議案第44号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第44号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成28年8月8日付の人事院勧告及び同年10月20日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

まず、改正概要、条文の概要でございます。

本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスとも、昨年に引き続きの引き上げとなっております。

引き上げ幅は、国家公務員で申し上げますと、額にして平均年間給与で5万1,000円、率で0.8%の引き上げとなります。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。そのほかの職員につきましては、400円の引き上げを基本とした改定となっております。

次に、扶養手当については、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を1万円に引き上げております。

次に、ボーナスについては、0.1月分引き上げ、年間で見ますと現行の4.20月が4.30月となります。

埼玉県人事委員会の給与勧告もほぼ同様な勧告趣旨となっております。

国では、既に第192回臨時国会で、人事院勧告どおりの内容で可決をしております。埼玉県におきましては、12月の定例議会に対応とのことでございます。

続きまして、条文概要の御説明を申し上げます。

まず、第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

給与改定に係る改正点を申し上げますと、第18条第2項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、勤勉手当の額を「100分の80」を「6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には、100分の90」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「100分の37.5」を「6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」に改めます。勤勉手当の改正に伴う今年度の増額は555万6,000円となります。

続きまして、別表につきましては、行政職給料表(一)を改正いたします。

民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となっております。そのほかにつきましては、400円の引き上げとなっております。

再任用職員の任期つき職員についても、同様の取り扱いにより引き上げ改定となっております。

給料表の平均改定率は0.2%となっており、全ての職員が引き上げ該当となっておりますが、22名の職員は給与制度の総合的な見直しによる現給保障者となっているため、実支給額に変動はありません。現給保障者を除く153名の実支給が引き上げとなり、給料表改正に伴う今年度の増額は156万円となります。

次に、第2条についてですが、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

初めに、扶養手当の改正規定となります。

第8条第2項第2号中の「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を追加いたします。

次に、第8条第3項を「扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族については、1人につき10,000円とする」に改め、配偶者に係る扶養手当を引き下げ、子に係る扶養手当を引き上げます。

次に、第9条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「新たに職員とな

った者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。」を削ります。

同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「該当する」を「掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中の「扶養親族」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときには」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、また、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項の次に、次の3号を追加いたします。

第1号 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

第2号 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族として要件を欠くに至った場合

第3号 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

続いて、第18条第2項第1号中では、勤勉手当の額を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中では、再任用職員の勤勉手当の適用について「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改めます。

続きまして、第3条といたしまして、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正いたします。

第7条第1項では、第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、あるいは専門的な知識経験を有する者を期

間を限って業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合に採用した職員に適用となります。給料表についての改定でございます。

続きまして、第8条第1項では、第3条にあります、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合等に採用した職員、及び第4条にあります、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量が見込まれる業務、あるいは住民の方に対するサービスの提供時間の延長や繁忙時の提供体制の充実、さらに当該提供体制等の維持のため、または介護休暇や部分休業中の職員の代替として採用した職員が適用となります。給料表についての改定となります。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

附則第1項については、施行期日を規定しております。施行日は公布の日から施行とし、ただし第2条の改正規定につきましては、平成29年4月1日から施行といたします。

附則第2項では、改正後の給料表につきましては、平成28年4月1日から適用となります。

続いて、附則第3項では、改正後の給与条例を適用した場合、これまでに支給された給料を、改正後においては内払いとみなす旨の規定といたします。

また、支給された給料には、平成27年の総合見直しに伴う現給保障額を含む旨の規定をしております。

続いて、附則第4項では、第2条の規定による扶養手当の改正に伴う平成29年4月1日から平成30年3月31日までの経過措置について規定をしております。改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000万円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000万円、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「第2号 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族

としての要件を欠くに至った場合を除く。) 」とあるのは「第2号 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族として要件を欠くに至った場合を除く。) 」とあります。

第3号 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合は除く。) でございます。

「第4号 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合は除く。) 」と改め、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 、扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、読みかえによる適用を定めております。

最後に、附則第5項では、附則第3項及び第4項で定めるほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

今回の改正に伴う今年度の給与総額は、共済費等も含めると、約905万円の増額を見込んでおります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、平成28年12月1日からの適用。第2条については、平成29年4月1日から施行となります。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。

ただいま、私のほうから附則につきましてはの施行期日について御説明申し上げますけれども

も、この内容については誤りがございましたので、訂正させていただきまして、新たに提案をさせていただきますと思います。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条につきましては公布の日から施行するものでございます。

また、2の第1条の規定につきましては、平成28年4月1日から適用をするものでございます。

大変申しわけございません。施行期日の関係でございますけれども、1につきましては、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第45号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第8、町長提出議案第45号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第45号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、平成28年8月8日付の人事院勧告及び同年10月20日付埼玉県人事院勧告を踏まえ、上里町長、副町長、教育委員会教育長の期末手当の額の改定をいたしたく、所要の改正をするものでございます。

改正概要と条文概要について御説明申し上げます。

職員の期末勤勉手当の額が0.1月引き上げられましたので、同様に期末手当の引き上げを行うものでございます。

議案第45号の上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第1条として、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しております。第5条第2項中、12月期分の「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めます。

第2条として、町長及び副町長の期末手当に関する部分を、第5条第2項中の6月期分の「100分の202.5」を「100分の207.5」に、12月期分の「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めます。

第3条では、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第5条で期末手当の額を規定しております。

第5条第2項中、12月期を「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めます。

第4条として、教育長の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の202.5」を「100分の207.5」に、12月期分「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、町長、副町長及び教育長につきましては、合計で約21万円となります。

附則につきましては、施行期日について規定をしております。

第1条及び第3条については、公布の日からとし、平成28年12月1日から適用いたします。第2条第4項につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

以上で、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第46号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第9、町長提出議案第46号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第46号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

第1条として、上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、期末手当の額を規定している第5条第2項中、12月期を「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めます。

第2条として、議会の議員の期末手当に関する部分で、同じく第5条第2項中の6月期分を「100分の202.5」を「100分の207.5」に、12月期分を「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めます。

改正に伴う増額につきましては、議会議員につきましては、全体で約37万4,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、平成28年12月1日からの適用、第2条については平成29年4月1日からの施行となります。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第46号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第47号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第10、町長提出議案第47号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第47号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、総合振興計画は、町の最上位計画として、これまで第1次から第4次まで策定してまいりました。

策定に当たり、平成23年の改正前の地方自治法第2条第4項により議会の議決を経ることとされておりましたが、同年5月の地方自治法の一部改正により法的義務はなくなったため、策

定及び議会の承認を経るかどうかは各市町村の判断によるものとなりました。

しかし、総合振興計画は、町の将来像とそれを目指すための基本的な政策をあらわす重要な計画と言えます。この計画は、住民にとって町づくりに参画するための行動指針となり、町が国や県、広域圏施策事業と調整・連携を行うための指針とも言えます。

このような趣旨を踏まえ、上里町では、上里町第5次総合振興計画における基本構想を策定し、変更し、または廃止することにつきまして、議会の承認を得たく、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

続きまして、条例の改正内容について御説明を申し上げます。

本則におきまして、議決事項として、定住自立圏構想にかかわる内容の次に「(2) 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想を策定し、変更し、又は廃止すること。」を加えます。

最後に、附則でございますが、施行日を規定してありまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第48号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第11、町長提出議案第48号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第48号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成28年3月31日に公布施行されました地方税法等の一部を改正する法律、また、同日に公布施行されました所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成28年5月25日に外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴い、上里町税条例等の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

まず、第1条でございます。

町税条例ごとに御説明を申し上げます。

第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等について規定したものでございますが、よりわかりやすい表現に改めるため、文言の修正を行うものでございます。

第19条及び第43条及び第48条及び第50条は、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の町民税並びに個人の町民税の所得割について、期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書または期限後申告書の提出により、納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告書の提出または増額更正により、納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等について定めたものでございますが、この際、町に提出する納入申告書の様式について、OCR処理できる様式も認めるものでございます。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めたものでございますが、これまでの医療費控除に加え、個人が定期健康診断や特定健康診査や人間ドックといった健康の維持増進、疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行った場合で、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬と呼ばれる医療保険給付の対象外の医薬品を年間1万2,000円を超えて購入して使用した場合、年間10万円を限度として、平成30年度から平成34年度まで個人住民税から所得控除するというものでござ

います。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めたものでございますが、燃費基準達成度によって税率が軽くなる現行のグリーン化特例を1年間延長するものでございます。

附則第20条の2は、新たに追加される条文であり、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものでございますが、租税条約が締結できない台湾との関係で、所得税法等の一部改正がなされ、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等または特例適用配当等の額に係る所得に対して3%の分離課税をするという内容のものでございます。

続いて、第2条でございます。

町税条例ごとに御説明を申し上げます。

附則第5条は、第1条で町税条例第19条を改正したことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、附則の内容であります。第1条は、新条例の施行日について規定したものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置について規定したものでございます。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置について規定したものでございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第48号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第49号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第12、町長提出議案第49号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第49号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、これに伴って、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成28年5月25日に公布されたことにより、上里町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、租税条約締結のない台湾との間に交わされた日台民間租税取り決めにより、その内容を日本国内で実施するために国内法が整備され、所得税法等の平成28年5月25日付公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

附則第13項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したものでございます。

国民健康保険税の基礎課税額並びに後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を算出する際、あるいはこれらを減額する際に、そのもとになる所得に外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に定める特例適用利子等の額があった場合、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容のもので、新たに条文を追加するものでございます。

附則第14項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したものでございますが、国民健康保険税の基礎課税額並びに後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を算出する際、あるいはこれらを減額する際に、そのもとになる所得に外国居住者等所得相互免除法に定める特例適用配当等の額があった場合、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるという内容のもので、新たに条文を追加するものでございます。

附則第15項及び附則第16項は、御説明申し上げました附則第13項及び附則第14項を新たに追加したことにより、これまでの附則第13項、附則第14項をそれぞれ附則第15項、附則第16項に

改正するものでございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成29年1月1日からの施行としております。

第2項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成30年度以後の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第49号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時30分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 町長提出議案第50号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第13、町長提出議案第50号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第50号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法等の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、本案を御提案申し上げるものでございます。

介護保険サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3つに区分され、その中で地域密着型サービスの基準について、厚生労働省令をもとにして町の条例により定めております。

介護保険法の一部改正、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町の地域密着型サービスを適切に運用するために、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、夜間のオペレーターの兼務可能な施設の範囲の緩和、訪問看護のサービスの一部について外部委託を可能とする改正となっております。

認知症対応型通所介護につきましては、基本方針に「生活機能の維持又は向上」を追加、夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の町への届け出の義務化、共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、認知症対応型共同生活介護事業所においては、施設ごとだったものをユニットごととする見直しとなっております。

小規模多機能型居宅介護につきましては、看護職員、管理者の兼務可能な施設の範囲の緩和、登録定員の拡大、それに伴う利用定員の見直しとなっております。

認知症対応型共同生活介護につきましては、一つの事業所における最大9人で構成されている共同生活住居のユニット数が1または2だったものを、3ユニットまで可能とする基準緩和措置の改正となっております。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、老人福祉法の改正に伴い、有料老人ホーム

における入所費用等の算定根拠を明文化することが義務づけられたことにより、法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意書の提出について見直しをされるものとなっております。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として追加される改正となっております。

複合型サービスについては、「看護小規模多機能型居宅介護」へと名称変更され、小規模多機能型居宅介護と同様に、登録定員の拡大、それに伴う利用定員の見直しとなっております。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において、外部評価は、従来より外部評価機関に委託して実施をしておりましたが、運営推進会議等で実施することと見直しをされたものとなっております。

また、介護保険法の一部改正により、居宅サービスである通所介護事業所のうち、利用定員18人以下の小規模な事業所が地域密着型サービスに移行し、地域密着型通所介護が創設されました。

サービス内容は現行と同様のため、現行の基準を地域密着型サービスの基準の中に規定するとともに、新たに設置が義務づけられた運営推進会議に関する規定が追加されます。

また、現行の国の基準で利用定員が9人以下の療養通所介護事業所も同様に地域密着型サービスに位置づけられたため、地域密着型通所介護と同様の基準が創設されます。

記録の整備については、全ての地域密着型サービスにおいて、利用者に対する事業提供に関する記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に改めるものでございます。これは、参酌すべき基準として返還請求の消滅時効である5年に合わせたことによるものでございます。また、今回の一部改正とあわせまして、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、目次についてでございますが、介護保険法の一部改正による地域密着型通所介護の創設に伴い、「第3章 夜間対応型訪問介護」の後に「第3章の2 地域密着型通所介護」を加え、「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるものでございます。

第2章は、第4条から第44条で構成されており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について定めてあります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準が一部改正されることに伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の夜間オペレーターとして充てることができる職員の兼務条件が緩和され、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」が追加されることから、第6条第5項を改めるものでございます。

また、従来、外部評価機関に委託していた外部評価は、第三者による評価という共通の目的

であることを踏まえ、介護・医療連携推進会議を活用して実施する方法へと見直しされたことにより、第23条第2項の改正をするものでございます。

第91条第2項、第196条第2項の改正も同様の理由によるものでございます。

第32条第2項の改正は、訪問看護サービスの一部を外部委託することが可能となったことによるものでございます。

介護保険法の一部改正により、地域密着型通所介護が創設されたことから、第59条の2から第59条の38で構成されている「第3章の2 地域密着型通所介護」を追加するものでございます。

第1節は、地域密着型通所介護の利用者の方が、可能な限り居宅において日常生活を営めるように、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、その家族の身体的、精神的な負担軽減を図るものでなければならぬと定めております。

第2節は、地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の職種及びその員数、管理者の設置について規定しております。

第3節は、地域密着型通所介護事業所の必要な設備及び備品等、また、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の町への届け出の義務化についても定めております。

なお、認知症対応型通所介護についても、同様の理由により第63条第4項の改正をするものでございます。

第4節は、運営に関する基準を定めております。

現行の基準運営を基本とし、地域との連携や透明性を確保するため、おおむね6月に1回以上開催の運営推進会議の設置、また、地域密着型通所介護の宿泊サービスを含めたサービス提供時の事故対応策について定めております。

第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めており、第1款から第4款までとなっております。

第1款、この節の趣旨及び基本方針についてですが、常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者、または、がん末期患者を対象とした療養通所介護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるという趣旨が規定されております。

第2款、人員に関する基準についてですが、事業所ごとに置くべき看護職員または介護職員の員数、管理者について定めております。

第3款、設備に関する基準についてですが、利用定員は9人以下、夜間及び深夜に療養型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の町への届け出の義務化についても定めております。

第4款、運営に関する基準についてですが、療養型通所介護という特性上、利用者の主治医及びその利用者が利用する訪問看護事業者等と密接な連携、情報共有を図ること、また、安全・サービス提供管理委員会の設置について定めております。

第4章は、認知症対応型通所介護について定めており、第60条から第80条で構成されております。

認知症対応型通所介護の基本方針に「生活機能の維持又は向上」が追加されたことにより、第60条を改めるものでございます。

また、認知症ケアを促進する観点から、共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、認知症対応型共同生活介護事業所においては施設ごとだったものをユニットごとにするることにより、第65条第1項を改めるものでございます。

また、運営推進会議の設置、宿泊サービスも含めたサービス提供時の事故対応策等については、新設された地域密着型通所介護の基準を第80条において準用したため、第67条、第68条、第72条、第74条から第78条までを削除したものでございます。

第5章は、小規模多機能型居宅介護について定めており、第81条から第108条で構成されております。

看護職員の兼務可能な施設の範囲が緩和されたことにより、第82条第6項を改めるものでございます。

また、管理者も、兼務可能な範囲が緩和され、同一敷地内で行う介護予防・日常生活支援総合事業の職務と兼務することが可能となり、第83条第1項を改めるものでございます。

登録定員についても29人以下、通いサービスに係る利用定員も18人以下と拡大され、第85条を改めるものでございます。

なお、看護小規模多機能型居宅介護についても同様であり、第194条を改めるものでございます。

第6章は、認知症対応型共同生活介護について定めており、第109条から第128条で構成されております。

いわゆるグループホームでございますが、効率的にサービスを提供できるよう、一つの事業所において1または2の共同生活住居（ユニット）だったものが、3ユニットまで可能となったことにより、第113条第1項を改めるものでございます。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護について定めており、第129条から第149条で構成されております。

法定代理受領としてサービスを提供する場合に、利用者の同意が不要となったことにより、第135条を削除するものでございます。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について定めており、第150条から第189条で構成されております。

地域密着型介護老人福祉施設が、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として追加されることにより、第151条の第4項を改めるものでございます。

第9章は、看護小規模多機能型居宅介護について定めており、第190条から第202条で構成されております。

登録定員、通いサービスの利用定員の拡大、外部評価に関する見直しについては説明させていただきましたが、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更されることに伴い、第83条第3項、第84条、第190条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除き、本条例における「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるものでございます。

また、利用者に対する事業提供に関する記録の保存年限を、返還請求等の消滅時効である5年に合わせたことにより、本条例の記録の整備について定めてある第42条第2項、第58条第2項、第79条第2項、第107条第2項、第127条第2項、第148条第2項、第176条第2項、第201条第2項中、「2年間」を「5年間」に改めるものでございます。。

文言の整理による改正といたしましては、「業務」を「職務」に、「具体的取扱方針は」を「方針は」等の変更は、今回の基準の改正に合わせて必要な条文の箇所を改めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日について規定しておりまして、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 今の説明を聞きまして、総合的にいろいろな規制が緩和されているところもあるんですけども、縛りが厳しくなったというところもちょっと見受けられるかなというふうに思います。

それで、なぜこんな質問をするかということ、単純に事業者と利用者がいるわけですけども、

例えば夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護サービス以外のサービス、宿泊サービスを提供する場合には、町への届け出が義務づけられましたとか、一つの例ですけれども、こういったことが増えると、事業者のほうは事務作業が煩雑になる。

そのほか、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとか、議案書の33ページなんですけれども、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならないと。事業者のほうですね、そういうことになると、いろいろそういった縛りが厳しくなると、事業者のほうはそれなりに稼働等が余計にかかるわけです。

先ほど言った届け出等のことも、これは事務的な問題ですけれども、要するに業務が煩雑になるということになった場合に、利用者が今までと同じような条件というか、内容のサービスを受けられるのかどうかというのがちょっと心配なところなんですけれども、その辺は事業者と利用者の相対関係というのは改善されるのか、それとも悪化するのか、その辺ちょっと一言でいいんですけれども、説明していただければと思います。

議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 齊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域密着型の事業の人員とか設備、運営に関する基準につきましては、例えば人員については常勤換算法とか定めてありますので、その換算法に基づいてサービス提供するものです。

それですので、今回の法改正、基準等の改正はございませんでしたので、それに基づいて人員を配置するとかそういうふうになっておりますので、サービス体制には影響はないと考えております。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

14番（植原育雄君） 地域密着型通所介護の基本方針でありますけれども、第59条の2に通所できる介護施設の利用の関係でありますけれども、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないとありますけれども、ここら辺の説明と、本当に基本的なことで申しわけありませんが、通所できる基準についての説明をお願いいたします。

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時59分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 植原議員の御質問にお答えいたします。

59条の2の基本方針であります。地域密着型通所介護につきましては、要介護1から要介護5までの人が利用できることになっております。

議長（納谷克俊君） 14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

14番（植原育雄君） ただいまの説明ですと、要介護1から要介護5までの人が利用できるということでもありますけれども、例えば自宅に同居の家族がいた場合、その同居の家族がうちで介護ができる状態であればいいですけれども、その同居の方が例えば仕事を持っていた場合、多分私が聞いた話だと、同居者がいる場合はその基準から外れるんじゃないかというような話をちょっと聞いたんですけれども、国では、そういう入所して今までいる人が、医療費の関係かと思えますけれども、在宅介護を推奨しているわけですよね。

そこで、なるべく自宅で、在宅で介護ができるような状態にするのが国の方針だと思うんですけれども、同居者がいて介護ができればいいですけれども、仕事を持っていてその同居の方が介護できないといった場合には、そこら辺の通所の基準というんですか、そこら辺のところをちょっと御説明いただきたいと思えます。

議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 植原議員の御質問にお答えしたいと思います。

例えば要介護1から5までの自宅に同居家族がいた場合、仕事を持っていて基準から外れるのではないかという御質問なんですけれども、在宅介護ということで同居家族がいた場合も、通所介護のほうは利用できます。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

3番、仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、認知症の方が通いの施設に介護できるのかと。通所の、認知症の方。体はどこも不自由ではないんだけれども、ただ認知症

がある人は、施設に入るのがほとんどなんですけれども、自宅から通ってできるかと。

議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 仲井議員の御質問にお答えしたいと思います。

認知症通所介護、認知症の方もやはり通所できるのかという御質問のわけなんですけれども、例えば認知症通所介護というものが、上里町では2事業者、今現在あります。

それで、例えばグループホームの事業所が認知症通所介護の指定を2事業者受けているわけなんですけれども、そのことで人員の基準を満たす範囲で利用していただいているところです。

介護度につきましては、要介護1ということです。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑ありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 質問させていただくんですけれども、認知症対応型通所介護のところで、共同型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員が拡大されますということでありまして、認知症の方というのは体の機能的には元気でいらっちゃって、かなり行動範囲が広がったりするわけでありまして。

そういうところで、今まででしたら1事業所ごとに1日3人以下ということでありましたけれども、これが共同生活ごとに、いわゆるユニットごとに3人以下というふうになるということだと、非常に、従業者というんでしょうか、働く側の負担が大きくなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうなのか、それが1点です。

それと、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護と両方に共通することでありまして、登録定員及び利用定員が拡大されるということです。

この拡大なんですけれども、既存の施設ですから、施設の規模はそのままの状態、定員が増やせるということで、そうしますと、それでいいのかどうか。今後新たに設置する場合において、定員を増やす申請をするために、もうちょっと大きな施設をつくるという、今後の新たな施設に対して適用されるものなのかどうか。

それから、登録定員、今まででしたら通いサービスの登録定員の2分の1から15人という規定だったわけですが、それが18人までということで、そこも増えていくわけですので、そうしたときに新たに職員の配置が人数に応じて増加されるものなのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 沓澤議員の御質問にお答えいたします。

認知症対応型共同生活は、やはり共同生活介護という単位で、個室をやはり基本としまして、入所定員は5人から9人の集合体が1ユニットとなっているところです。

人員基準は、やはりユニットごとに規定されています。人員基準に変更がありませんので、それに応じた人員配置をすることになりまして、ユニットが増えれば、その分介護職員も増えることとなります。

それは以上です。

次に、小規模多機能型居宅介護につきましては、施設への通いを中心とする利用者の選択に応じた居宅への訪問や、短期期間の宿泊を組み合わせる多様なサービスとなっています。

登録定員、利用定員が拡大されているところですが、これについても同様に、基準等の基本的な人員配置とかという基準は常勤換算法とかで行いますので、登録定員が拡大され、または施設の定員が増えるということには影響ないとは考えております。

今後、新たに施設に適用されるかという御質問につきましては、現行の、ある事業所についても適用されるところでございます。それには、やはり指定の申請が必要とはなりません。それによって届け出が必要になるということです。

通いサービスが14人から18人が増えるということも同様に、人員基準のほうは変更ありませんので、その利用者に応じた人員配置がされることです。

以上です。

議長（納谷克俊君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） もう一つお尋ねしたいと思います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でありますけれども、地域密着型老人福祉施設がサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として追加されるということですが、先ほど全協での説明ですと、車で20分ほど行って行けるところも、いわゆる一つの事業体、施設として従業員を雇用するという形になって、一つの本体の施設で、そちらの施設に行ったりこちらの施設に来たりということが可能になるという、そういう考え方なんでしょうか。

議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山口圭子君発言〕

高齢者いきいき課長（山口圭子君） 沓澤議員の御質問にお答えいたします。

車で20分という範囲がサテライト型地域密着型介護老人福祉施設ということになるわけなんですけれども、それは、例えば従業員の雇用に、基準をどう満たしているかということで、看護職員がどう人員に対して満たしてあるかと、そこのところを踏まえまして、やはり兼務化可

能となっております。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第50号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第14、町長提出議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法等の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、本案を御提案申し上げます。

地域密着型介護予防サービスとして規定されているサービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護となっております。

介護保険法の一部改正、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、町の地域密着型介護予防サービスを適切に運用するため、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、介護予防認知症対応型通所介護については、夜間及び深夜の指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の町への届け出及び事故報告の仕組みの規定、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては、施設ごとだったものをユニットごととする見直しとなっております。

また、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議に関する規定が追加されます。

介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、看護職員、管理者の兼務可能な施設範囲の緩和、登録定員の拡大、それに伴う利用定員の見直し、また、従来より外部評価機関に委託して実施していた外部評価について、運営推進会議を活用することと見直しをされたものとなっております。

介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、1つの事業所における最大9人で構成されている共同生活住居の数が1または2だったものを、3ユニットまで可能とする基準緩和措置の改正となっております。

記録の整備については、全ての地域密着型介護予防サービスにおいて、利用者に対する事業提供に関する記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に改めるものでございます。これは、参酌すべき基準として、返還請求の消滅時効である5年に合わせたことによるものでございます。

また、今回の一部改正とあわせまして、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2章は、介護予防認知症対応型通所介護について定めており、第4条から第42条で構成されております。

宿泊サービスを提供する場合、町への届け出、事故発生時の対応についても義務づけられることにより、第7条第4項、第37条第4項を加えるものでございます。

また、認知症のケアを促進する観点から、共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては施設ごとだったものをユニットごとに見直すことにより、第9条第1項を改めるものでございます。

地域との連携や透明性を確保するため、おおむね6月に1回以上開催の運営推進会議の設置についても追加され、第39条を改めるものでございます。

第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護について定めており、第43条から第69条で構成されております。

まず、地域密着型サービスのうち、「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に改称されたことにより、第44条第7項、第8項を改めるものでございます。

また、看護職員の兼務条件が緩和されたことにより、第44条第6項を改め、管理者も兼務可能な範囲が緩和され、同一敷地内で行う介護予防・日常生活支援総合事業の職務と兼務することが可能となり、第45条第1項を改めるものでございます。

登録定員についても29人以下、通いサービスに係る利用定員も18人以下と拡大され、第47条を改めるものでございます。

また、従来、外部評価機関に委託していた外部評価は、第三者による評価という共通の目的であることを踏まえ、地域運営推進会議を活用して実施する方向へと見直しされたことにより、第66条第2項を改めるものでございます。

第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護について定めており、第70条から第90条で構成されております。

要支援1、2の方を対象としたグループホームですが、効率的にサービスを提供できるよう、一つの事業所において1または2の共同生活住居（ユニット）だったものが、3ユニットまで可能となったことにより、第74条第1項を改めるものでございます。

また、利用者に対する事業提供に関する記録の保存年限を、返還請求等の消滅時効である5年に合わせることにより、本条例の記録の整備について定めてある第40条第2項、第64条第2項及び第85条第2項中、「2年間」を「5年間」に改めるものでございます。

文言整理による改正といたしましては、「業務」を「職務」に、「具体的取扱方針は」を「方針は」等の変更は、今回の基準の改正に合わせて必要な条文の箇所を改めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、施行期日について規定しておりまして、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第51号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第15、町長提出議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定

介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法等の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、本案を御提案申し上げます。

介護保険法により、地域包括支援センターが運営している指定介護予防支援等の事業に係る基準につきましては、条例の基準となる介護保険法等について一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げます。

また、今回の一部改正とあわせまして、文言等の整理を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴う引用条文の整備により、第2条第3項及び第5条第2項中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に、第29条第2項第1号中「第13号」を「第14号」に、同項第2号エ中「第14号」を「第15号」に、同号オ中「第15号」を「第16号」に改めるものでございます。

また、同様の引用条項の整備により、第31条中「第26号」を「第27号」とし、「第25号」を「第26号」とし、同条第20号中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改め、同号を同条第25号とし、同条第23号中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改め、同号を同条第24号とし、同条第22号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に、「第10項」を「第8項」に改め、同号を同条第23号とし、同条第21号を同条第22号とし、同条第20号中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に、「第8項」を「第6項」に改め、同号を同条第21号とし、同条中「第19号」を「第20号」とし、「第18号」を「第19号」とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改めるものでございます。

次に、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所又は」については、介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスに移行したため、削るものでございます。

また、引用条項の整備により、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号と改め、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（介護保険法施行条例第478条第2号に規定する介護予防訪問介護計画という。）」を、介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスに移行したことにより、「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号と改めるものでございます。

次に、厚生労働省令に定める基準の改正に伴いまして、同条第11号の次に新しい第12号を加えるものでございます。

追加される第12号については、介護支援専門員が介護予防訪問看護事業者から個別のサービス計画の提出を求めることが可能とする内容を規定しております。

次に、こちら厚生労働省令に定める基準の改正に伴うもので、同条第27号の次に新しい第28号を加えるものでございます。

追加される第28号については、介護予防支援事業所は、介護保険法上に位置づけられた、町が開催する地域ケア会議において、介護予防サービス計画の事例の提供の求めがあった場合には、協力するよう努めなければならないとする努力義務を規定しております。

第32条第1号中「口腔」ですが、専門用語のため常用漢字表にない漢字で構成されているため、振り仮名を付記いたします。

最後に、附則についてでございますが、施行期日について規定をしており、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第52号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第53号 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

議長（納谷克俊君） 日程第16、町長提出議案第53号 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第53号 上里町農業委員会の委員及び上里町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行による農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の選出方法等が改められるとともに、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたため、上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、概要でございますが、国は、成長戦略の主要課題としての農業改革を打ち出し、平成26年の規制改革国民会議の答申に基づいた農業委員会等に関する法律の改正法案は、昨年8月28日に可決、9月4日に公布されました。

改正法の農業委員会に係る主な項目は、農業委員会の事務の重点化、農業委員の選出方法、新たな委員の創設、事務局の強化、情報の公開、国・県組織の変更の5項目から成り、農業委員会等に関する法律は大きく変わりました。

とりわけ農業委員の選出方法については、選挙制度の廃止、団体推薦の取りやめ、委員定数の削減、農業者等からの推薦や公募の候補者を、議会の同意を得た上で町長が任命することとなりました。

また、新たな委員の創設については、農地の集積や高度な利用を推進するため、農地利用最適化推進委員を置くこととしております。

条例制定の目的は、改正法及び関連政省令に基づき、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の新規制定にあわせて、農地利用最適化推進委員の報酬額や選挙制度の廃止などの既存条例の改廃をしようとするものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を定めております。

第2条は、農業委員の定数を14人と定めております。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を13人と定めております。

附則第1項で施行期日を定め、公布の日からとしております。

第2項では、上里町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止を定めております。

第3項では、上里町農業委員会の選挙による委員の定数条例廃止に伴う経過措置を定めております。

第4項では、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するとされる農業委員が在任する場合の第2条及び第3条の適用しない旨について定めております。

第5項は、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。新たに農地利用最適化推進委員の報酬を定めるもので、年額報酬20万9,000円、日額費用弁償の額1,500円を別表に追加いたします。

以上で、上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） まず1点は、推進委員の年間の稼働時間というのはどのくらいなのか。それと、先ほどの全協の中でも説明がありましたけれども、委員会出席は当然出席しますよというお話だったんですが、そのほかに推進委員というのはどのような作業というか仕事があるのか。

それと、この年額の報酬、20万9,000円というのは、何をベースにこれは決められたのか、その3点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（納谷克俊君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） 齊藤議員の御質問に対し御説明申し上げます。

推進委員の日数ということなんですけれども、明確に決まっているということではなくて、総会のときは出席いただくということなんですけれども、その他遊休農地の調査であるとか、農地の流動化ということで、貸し出して、自分の土地を耕作できなかった方が、どなたが見つ

けてくれないかということで農業委員会のほうへ来ますので、そういった調整も聞いてあげたりとか、あと、農地中間管理事業が始まってございますので、今年度やったところ、また来年度始まる所、そういったことの中で取り組む地域についてはだいぶ出してもらう日数が増えていくというふうに考えております。

委員会は、先ほどの全協の中でも説明させてもらったんですけども、委員会の中では意見を述べるということで、農業委員会のほうで農地転用3条、4条、5条ということで申請が上がってきますので、現地確認についても農業委員さん同様にさせていただくというようなこととなります。

それと、報酬につきましては、農業委員さんと、現の委員さんと同額ということです。これについては、これからますます農地のほうの、農家がだいぶ減っていくということで、つくれないでいく農地がだいぶ増えていくというようなことでありますので、担い手への集積ということで仕事がこれから増えていくというような、人数は5人増えるんですけども、トータルで。仕事のほうは増えていくとそういう考えで同額とさせていただきます。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 1点、現在でも町内に農地が、目的外使用というか、産廃等を積まれたり土砂が積まれたりというふうなことが進行というか、片がついていないところが多々あると思うんです。こういった管轄は私も以前、埼玉県北部環境事務所というんですか、熊谷にあるんですけども、そちらのほうに問い合わせして、いろいろ御指導していただいた経緯があるんですけども、結果的には農業委員、例えば土砂の、何ていうんですか、堆積物なんか、近隣の住民とか耕作者に迷惑がかかっているということで、苦情というかクレームがあるわけですけども、そういった場合、今後この推進委員というものを置くことによって、これが今よりも改善されるのか、または農業委員と同行して、そういったことに対してもっと積極的にそういう事業というか仕事を進めて改善されていくのかということも、先ほどの課長の説明だと、中間管理機構だとか担い手とか、そういったものに従事するようなことを言っていましたけれども、そちらの方面に対しての推進委員の役割というのはどうなんでしょうか。

議長（納谷克俊君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） 齊藤議員の御質問に対して御説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員さんの仕事というのは、農地利用の適正化ということで、農地の集

約・集積化、遊休農地の解消というのがメインということになると思います。違反転用とかそういったケースについては、農業委員さんのほうから情報をいただいて、農業委員会と北部環境事務所、あと埼玉本庄農林振興センターと協力して、そのあたりは指導をしていくということになると思います。直接出向いて指導というよりも、いろんな情報をいただいたり三者で協力して指導していくというようなことを考えてというか、実施しております。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

13番（伊藤 裕君） 13番、伊藤であります。

今、農業委員会の説明をいただきましたが、農地利用最適化推進委員ですか、農業委員と推進委員の仕事が同じで報酬も同じであると。私も農業委員を3年ばかり務めたことがあるんですが、内容的に推進委員のやっていることは我々農業委員のときにやったこととまるっきり同じことだと思うんですよ。

いろいろ今日、説明いただきまして、報酬も同じだということでありまして、最終的に毎月の定例会も出席しなければならない。最後にその議決には参加できないということなんです、同じ仕事をしていて、同じように会議に出て、同じ場所で議決に入れられないというその御説明を、どういうことなのか説明してもらいたいと思うんですが。

議長（納谷克俊君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） 伊藤議員の御質問に対して御説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員さんというのは、新しく創設された理由というのが、農地の流動化とか集積化を図るというか、現場活動を充実させるという、国の今後10年で担い手に8割の農地を集積させるという国の目標を達成するための一つの方法としての推進委員さんの創設ということで、現場活動を充実させていくということで、来年以降も、国のほうも農地集約管理事業もだいぶまた強力に推進していくということでございますので、町のほうとしても農地中間管理事業の取り組みというか、今までやった地域にまた新しい地域ということで、順次やっていくということで、推進委員さんの仕事もますます増えていくというようなことになると考えていると思います。

以上です。

議長（納谷克俊君） 13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

13番（伊藤 裕君） 質問の内容がちょっとわかっていないと思うんですが、要するに農業委員と推進委員が同じ仕事をやるわけですよね。同じ仕事をやって、法律の上でも定例会に出なくちゃならないという説明を全協で今、課長からも伺ったと思うんですが、それで、その同じ場所に行って採決のときに議決の中に入れないということは、大変変な雰囲気だと思うんですよ。

だから、同じ場所に行って、推進委員はだめ、農業委員のほうだけ採決に入りますというような説明でやるわけですよね。仕事は今の仕事の内容をいろいろ伺っていますと、まるっきり農業委員がする仕事をそっくりやっているわけで、それだけ推進委員がやっていれば農業委員の仕事は要らないのではないかということでの仕事を推進委員がやるということですよ。

その上で、なぜ議決の中に入れないのかということ質問しているわけで、お願いします。

議長（納谷克俊君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） 伊藤議員の御質問に対して御説明申し上げます。

農業委員さんについては、議決機関というのが中心というようなことで位置づけられて、現場活動を行うのが推進委員さんという位置づけなんですけれども、農業委員会に出るということについては法律で定められているわけではなくて、意見を述べることができるというふうな規定があるということで、必ず推進委員さんが出なくちゃいけないということではないということで、仕事が違うという。ただ農地の流動化については農業委員さんと推進委員さんが協力し合って推進していただく。そういうことで、仕事の立場がちょっと違うという、議決機関の農業委員会と現場活動を中心に行う推進委員さんということで、職務が違うということがございます。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第53号 上里町農業委員会の委員及び上里町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第54号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

議長（納谷克俊君） 日程第17、町長提出議案第54号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第54号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町立図書館及び上里町立郷土資料館を、指定管理者による管理を行うため指定管理者を指定したいので、本案を提案するものでございます。

現在、上里町立図書館及び展示等を除く郷土資料館は、平成26年4月1日より3年間ににおいて指定管理者による運営を行っているところでございますが、新たに平成29年4月1日より平成34年3月31日まで指定管理者による管理を行うため、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第2条により公募を行い、申請のあった団体について同4条により選定したものでございます。

選定におきましては、上里町指定管理者候補者選定委員会に付議いたしました結果、株式会社図書館流通センターが指定管理者の候補者として選定されました。代表者は、石井昭、所在地は、東京都文京区大塚3丁目1番1号であります。

そして、当該案件については、10月31日の教育委員会に上程し、議決を得たところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 全協からの説明の中で、ちょっと聞き漏らした点があるんですけど

も、この株式会社図書館流通センターと契約がなされたのか、締結されたのかちょっとまだわからないんですけれども、一応決まったということですが、まず、平成29年4月1日より平成34年3月31日まで5年間というこの契約の金額はいかほどなのかが1点と、それから、平成26年4月1日から3年間、来年の3月31日までちょっと時間が残っていますが、この間に図書館の、要するに不明本というか、なくなっちゃった本です。これがどのくらい、今のところ、まだ今12月の初旬ですけれども、あと3カ月ちょっとあるんですけれども、2年数カ月間で金額ベースに換算してどのくらいあるのか、その2点をお伺いします。

議長（納谷克俊君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井 孝君発言〕

生涯学習課長（金井 孝君） 齊藤議員の御質問に対し御説明申し上げます。

まず、第1点目の指定管理料でございますが、5年間で2億8,335万円の予定でございます。それから、不明本でございますが、2年間でトータルいたしまして、金額的には調べないと、ちょっと手元に資料はないんですけれども、金額的には一応100万円以内ということで聞いております。

以上でございます。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 今の不明本の件なんですけど、100万円以内ということですが、これは、その責任というのは、どこが責任転嫁というか、どこが責任を負うのか。要するに、この指定管理者となっていた合同体で負うのか、それとも町がそれを補填するというか、その辺の考え方というのはどういうものでしょうか、お伺いします。

議長（納谷克俊君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井 孝君発言〕

生涯学習課長（金井 孝君） 齊藤議員の御質問に対し御説明申し上げます。

これは、指定管理料を毎年、決められた数字を支出しておりますので、そちらの指定管理者のほうで責任を持って対処するような形でございます。

以上でございます。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 全協での質問のときに、今回の指定管理者制度で基準に対して2社

の応募があって、採点をしたときに880点満点で690点ということでありました。

28%なんですけれども、いわゆるその外れた部分、基準的にはちょっといかがかなというふうに思われる点としてどういうものがあったのか、お聞きしたいと思います。

議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） その何点、20何%どういう点があったのかということについては、今こちらではつかんでおりません。申しわけありません。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） じゃ、もう1点違う角度から質問いたしますけれども、これも全協でも質問したんですけれども、いわゆる初めて指定管理にして3年がたったわけです。

それで、町立でやっていたときと指定管理にした結果どうだったか。住民にとっては今まで町の財産であるすてきな図書館です。そして、本もかなりそろってきておりました。そういう状況の中で、指定管理になってよかったことといえば、開所時間と開所日が増えたことです。ですので、町民は使い勝手的には今までよりはよくなったという声ももしかしたら増えている可能性もあるというふうに思います。

しかしながら、私が思うには、町立図書館のときもそういう時間的な延長を望む声とかはあったと思いますけれども、上里町の図書館というのは非常に愛されて、利用しやすいと。近隣の方からも上里はいいねというふうに言われ、自分のところよりもそちらを使わせていただくよという声がたくさんあったわけなんです。

そういう状況ですので、指定管理したことによって、どれだけのメリットがあったのか精査する必要が本当にあると思うんです。毎月1回見に行ったとかそういうことではなくて、トータルとしてどういう評価がされて、引き続き指定管理にしようというふうな提案をするに至ったか、そのことについてお聞きしたいと思うんです。

二十数%の適当じゃないと思われる部分の把握は、そういう意味では非常に重要だと思えますので、資料はあると思いますので、是非お聞きしたいと思います。

議長（納谷克俊君） 暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時5分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井 孝君発言〕

生涯学習課長（金井 孝君） すみません。先ほどの齊藤議員の不明本の金額について、訂正のほうさせていただきたいと思います。

金額が100万円以内と申しましたが、20万円以内の誤りでございます。申しわけございませんでした。

議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 先ほどの全体的な評価をするべきではないかという話でございますけれども、今回の候補者選定要領の中で、選定の基準については全協の中で御説明させていただいたと思いますけれども、評価の点数の得点表なんですけれども、特にすぐれているものを5、ややすぐれているものを4、標準的なものを3、やや劣っている点を2、劣っているところを1と、合計して6割の得点を下回るものについては、選定として外れるという、外していただくという基準の中でやってまいりました。

したがって、先ほど申し上げましたように780何点かということですので、完全に6割、いわゆる標準的なものよりも上、すぐれているという観点から評価をさせていただいたものでございます。

また、指定管理者になってから、どのようなことが町営の時代と変わってきているのかということなんですけれども、仕様書の中では町営時代のものを引き継いで継続的にまずはやっていただくというものがございます。それ以外に、指定管理者の側が自主的に事業を展開していただきというふうなことをやっております。一例を挙げますと、調べる学習コンクールを子どもたちにやらせたり、今までやっていた読書マラソンが拡充された、あるいは学校の図書室に司書さんが出向いて学校の図書を整理していただいたり、助言をしていただいたりして、大変子どもたちの学校での調べ学習に役立っているということもございます。

また、利用者の方々からは、利用時間を延ばしてほしいとか、あるいは日数を増やしてほしいという要望等も受けて、指定管理者のほうが取り組みをして改善をしているということでございます。

また、既存の団体、のはらくらぶとか、いわゆる読書クラブとかこういう人たちに対しても、従前と同じように指定管理者は手を差し伸べて育てる方向で動いているということでございます。

また、司書は学校へ出向いて、読み聞かせ等にも活動をしているということでございます。

もう1点は、図書のいわゆる団体貸し出し、学校のほうへも団体貸し出しを図書館の司書さ

んが持っていつてくれているというような、そんなことも現実的には行われていますので、大変利用者からも喜ばれますし、また、学校としても、その支援をいただいていることで大変喜んでいてという状況がございますので、そういうことも総合的に勘案しまして2度目の指定管理制度に踏み切ったということでございます。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） これ契約を締結はまだしていないと思うんですけども、先ほどの説明で5年間の契約金がおよそ2億8,000何百万円ということで、午前中の全協の中で説明いただいた、説明というか資料の中では、その共同体の施設管理については、今回は単独の、図書館流通センターさんが契約に応じているわけですけども、この金額の中に、私が心配しているのは施設管理費の部分も含まれているのかどうか、ちょっともう一度確認したいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 指定管理料の中には、当然、いわゆる管理委託料等が含まれて計算させていただいております。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

13番（伊藤 裕君） 平成29年から平成34年までの委託料が2億8,000万円ということでお話を伺ってきまして、単純に比べたいと思うんですが、その前の3年間、平成26年から平成29年までの委託料は幾ら、参考までにと申すんです。

議長（納谷克俊君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井 孝君発言〕

生涯学習課長（金井 孝君） 伊藤議員の御質問に対し御説明申し上げます。

平成26年でございますが、5,442万900円でございます。平成27年につきましては、5,474万5,200円でございます。平成28年につきましては、5,509万1,275円でございます。

以上でございます。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 教育長の答弁をいただいたわけなんですけれども、学校への団体貸し出しなどは以前もやっていたかなと思いますし、今まで町営時代にやってきたいいものを引き継ぎながら、さらに発展させていただいているということは理解できました。

しかしながら、これがずっと今後どうなるのかというところが私は非常に心配です。

1回目の指定管理をお願いしたときの公募はたしか5社ぐらいあったと思うんです。今回はわずか2社です。そうなっていったときに、このぐらいの、契約だと、もう手が挙げられないよとなったときにどうなるのかとか、そういう先々のことはどのように考えておられるんでしょうか。

議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言 〕

教育長（下山彰夫君） 基本的には事業の継続ということをまず一番に考えていかななくてはならないかなというふうに思っているところでございます。

したがって、先ほど全協でもお話ししましたように、いわゆる契約期間を5年間という長期にさせていただいたというのがまず1点ありますけれども、仕様書の中で、新たな事業を展開してくださいという、常に出させていただいているということなんです。今回も前回の仕様書プラスアルファで新たな事業展開を考えてくださいと、ただ以前のものについて、これについては継続してくださいねという形で仕様書を作成した中で企画書が提案されてきているということでございます。

今後の問題につきますと、例えば消費税の問題が10%になる可能性もありますので、その辺については物価上昇等を勘案しなくてはならないだろうというふうには思っておりますけれども、これについても中で十分検討しながら、適正な価格での指定管理委託と、契約というものをつくっていったらな、いかないといけないだろうなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり 〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 議案第54号 上里町公の施設の指定管理者の指定について、反対で

ありますので討論したいと思います。

第1回の指定におきましては、TRC上里グループということで、株式会社図書館流通センターとTRCファシリティーズの共同体でありました。それが、今回は株式会社図書館流通センターに5年間の指定を行うという提案内容になっているわけであります。

行政が取り組む事業や施設は、公共性が高くて、民間での運営が困難だからこそ税金を使って建物を建設し、そして取り組んできているというふうに思います。

上里町の図書館は、近隣でも大変評判がよくて、使い勝手もよく明るくて、すてきな図書館だなというふうに思っています。

今現在も、その町の事業を継続しながら、さらに開所日数と時間を延ばすということで、町民には不便なく使用されているわけでありますけれども、やはり図書館というのは、他の文化施設などのように、利用者が増えたからといって使用料金だとか入館料等で利益を生み出せるものではなくて、どんなに町民が利用して本をいっぱい借りたとしても、それは変わらないわけです。そういう中で運営をしていくということは、なかなか難しいところなんだと思います。

そうしたところから、出費に対しての利益を生み出さない施設、そういうことで、公の町直営というのがふさわしい施設なんじゃないかなというふうに思います。

そうであるにもかかわらず、町民の文化的教養だとかそういう意味で非常に重要な部分を担っていく知的な施設であります。そういうところが、今後、今回は2社応募がありましたけれども、そういう難しい、利益を生み出さない施設であるがゆえに、今度応募がありませんとなったときに、果たしてすぐに直営で今までのように質を引き継いで維持したままで運営しているのかどうか、私は、そうした将来的なことが非常に不安です。

先々の住民がいつでも今の質を維持して、必要なときに利用できる施設であり続けるためのそういう知恵を働かせていかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。

今回5年という契約で、1年にしますと、おおよそ5,660万円、前回の委託契約のときよりもかなり引き上がる計算になります。

これを、もしかして、今、生涯学習課長がおられるわけですがけれども、図書館長を兼務して町営で運営したときはどうだろうとか、さまざまな、まだまだ精査すべき内容が残っているのではないかなというふうに思います。

能力は知識と経験で養っていくものだと思います。町の職員の中にそうした経験と知識を失ってしまって、3年、そして5年と経過していったときに、果たして、この利益を生み出さない、ですけれども重要なこの施設に応募がなかったときどうするのか、そうしたことを非常に心配しておりますので、この提案には反対とさせていただきたいと思います。

議長（納谷克俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第54号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時35分再開

議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 町長提出議案第55号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（納谷克俊君） 日程第18、町長提出議案第55号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第55号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億795万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,876万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を「第2表 繰越明許費」とするものでございます。

第3条は、債務負担行為について「第3表 債務負担行為補正」により追加するものでございます。

第4条は、地方債について「第4表 地方債補正」により変更するものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は1億1,190万3,000円の増額補正で、民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、民生費国庫補助金の臨時福祉給付金事業補助金などの増額や、民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金の減額となっております。

款15県支出金は1,640万5,000円の増額補正で、民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費負担金、農林水産業費県補助金のオーダーメイド型産地づくり事業費補助金などの増額や、民生費県補助金の地域生活支援事業費補助金の減額となっております。

款19繰越金は3,061万円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は5,353万9,000円の増額補正で、経営体育成支援事業費補助金返還金、後期高齢者医療給付に要する経費負担金の精算金、全国町村会共済金等の収入金などの増額となっております。

款21町債は450万円の減額補正で、橋梁維持事業債、藤木戸勝場線歩道整備事業債、公園管理事業債の増額、児玉工業団地アクセス道路事業債の減額となっております。

歳入合計では、現予算に対し2億795万7,000円を追加し、94億5,876万9,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページまでが歳出で、議会費から教育費まで各項目にわたりまして、人事院勧告による給与の補正が主な共通点となっております。

初めに、款1議会費は37万4,000円の増額補正で、人事院勧告による議員期末手当の増額となっております。

款2総務費は1,302万円の増額補正で、主な内容は給与費、財政調整基金積立金、総合文化センター運営事業に係る修繕、交通安全対策工事費などの増額となっております。

款3民生費は1億2,327万7,000円の増額補正で、主な内容は給与費、障害福祉サービス費、障害児通所給付費、国民健康保険特別会計繰出金、臨時福祉給付金支給事業、放課後児童健全育成事業委託料などの増額となっております。

款4衛生費は13万円の増額補正で、給与費、清掃総務事業に係る印刷製本費の増額となっております。

款5農林水産業費は1,733万円の増額補正で、給与費、オーダーメイド型産地づくり事業費補助金、農業法人雇用促進体整備事業費補助金、経営体育成支援事業補助金返還金などの増額となっております。

款6商工費は2,468万4,000円の増額補正で、桜まつり実行委員会補助金、指定企業施設奨励

金の増額となっております。

款 7 土木費は2,362万2,000円の増額補正で、主な内容は給与費、橋梁維持事業に係る委託及び維持補修工事、神保原駅南街区公園整備工事などの増額、児玉工業団地アクセス道路事業に係る土地購入費及び物件補償金の減額となっております。

款 9 教育費は552万円の増額補正で、主な内容は給与費、小学校設備等の修繕、小・中学校の施設備品購入、上里北中学校の部活動振興費補助金、町民体育館多目的スポーツホールの修繕、長幡公民館の消防設備の修繕などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして2億795万7,000円を追加し94億5,876万9,000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、民生費の臨時福祉給付金支給事業8,008万4,000円、土木費の藤木戸勝場線歩道整備事業515万2,000円、橋梁維持事業5,757万9,000円、公園管理事業6,083万7,000円をそれぞれ平成29年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、上里町立図書館等指定管理委託を追加するものでございます。期間は平成28年度から平成33年度まで、限度額は2億8,335万円とするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、起債対象事業費の増減に伴い補正するものでございます。内容といたしましては、上から3段目の児玉工業団地アクセス道路事業は1,650万円に減額し、それ以外の橋梁維持事業は2,170万円、藤木戸勝場線歩道整備事業は420万円、公園管理事業は7,610万円にそれぞれ増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長より、お手元の補正予算の一覧で御説明をさせていただきます。

議長（納谷克俊君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 岡村拓哉君補足説明〕

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

1 1 番（沓澤幸子君） 平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）でありますけれども、先ほどの指定管理の議案のときに、私反対いたしましたので、この債務負担行為補正のところ为上里町町立図書館等指定管理委託料が補正として上がっておりますので、反対としたいと思います。

議長（納谷克俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 平成28年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第56号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について

議長（納谷克俊君） 日程第19、町長提出議案第56号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申上げました議案第56号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,358万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,207万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補

正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

初めに、歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金は7,969万1,000円の増額補正で、主な内容は、歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の39相当額が国庫負担金と補助金で交付されるもので、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費等の増額及び前期高齢者交付金の額の確定に伴う調整により療養給付費負担金と財政調整交付金を増額するものでございます。

また、後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定に伴い、それぞれの負担金や財政調整交付金に変更が生じたものでございます。

款4 療養給付費交付金は1,849万円の減額補正で、主な内容は、退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、制度廃止に伴い給付金が減少するなど、決定額に変更が生じたものでございます。また、平成27年度分につきましては、交付額の確定により追加交付がされております。

款5 前期高齢者交付金は5,429万円の増額補正で、交付金の額の確定に伴うものでございます。

款6 県支出金は1,298万3,000円の増額補正で、主な内容は、歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の6相当額が普通調整交付金として交付されるもので、歳出の増額及び前期高齢者交付金の額の確定に伴う調整により増額するものでございます。また、歳出の保健衛生普及事業のうち、人間ドック関係の予防健診等補助金の増額補正に伴い、その2分の1を増額するものでございます。

款9 繰入金は160万3,000円の増額補正で、法定内の物件費について一般会計より繰り入れするものでございます。

款10繰越金は1億6,350万7,000円の増額補正で、平成27年度の繰越金を歳入不足額について充当するものでございます。

歳入合計では、現予算に対し2億9,358万4,000円を追加し、41億8,207万4,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、3ページをお願いいたします。

款1 総務費は15万4,000円の増額補正で、主な内容は、第三者行為事務手数料、賦課事業の事務経費の増額や県国保連合会負担金の確定による減額によるものでございます。

款2 保険給付費は3億986万4,000円の増額補正で、主な内容は、給付費の見込み総額を25億6,226万1,000円とし、一般被保険者について療養給付費、療養費及び高額療養費の不足額を増額するものでございます。増額の要因は、医療の高度化に伴う診療報酬の増加であり、昨年度

に保険適用となったC型肝炎の新薬の使用期間があること及び皮膚がん投与されていた薬が肺がん薬として追加承認されたことが上げられます。

また、国保の構造的な課題として、少子高齢化の影響により、年々被保険者のうち高齢者が増えることも一因として上げられます。

款3 後期高齢者支援金等、款4 前期高齢者納付金等、款5 老人保健拠出金、款6 介護納付金につきましては、平成28年度の支払い額の確定に伴う減額補正となります。

款8 保健事業費は185万7,000円の増額補正で、主な内容は、特定健診の受診率向上のため未受診者への受診勧奨のための事務経費として、封筒の印刷費、郵便料の不足額を増額するものでございます。また、人間ドック等の予防健診等補助金について不足額を増額するものでございます。

款10 諸支出金は3,294万8,000円の増額補正で、主な内容は、一般被保険者保険税の還付金や、平成27年度の国庫支出金である国保療養給付費等負担金の返還金について増額をするものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し2億9,358万4,000円を追加し、41億8,207万4,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 平成28年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第57号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(納谷克俊君) 日程第20、町長提出議案第57号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 御提案申し上げました議案第57号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,961万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,688万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入でございます。

款2 国庫支出金は1,116万8,000円の増額補正、款3 支払基金交付金は1,980万9,000円の増額補正、款4 県支出金は849万1,000円の増額補正で、介護サービス給付等の保険給付費や包括的支援事業・任意事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費の増額に伴うものでございます。

款6 繰越金は5,014万7,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計につきましては8,961万5,000円を追加し、予算総額を16億9,688万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1 総務費は9万円の増額補正で、職員の賃金、手当の増額となっております。

款2 保険給付費は5,841万1,000円の増額補正で、在宅や施設における介護保険サービス給付費や特定入所者介護サービス給付費等の増額となっております。

款4 地域支援事業費は9万7,000円の増額補正で、地域包括支援センター職員の賃金、手当の増額、埼玉県国民健康保険団体連合会が行う審査支払いに係る手数料の増額となっております。

款5 諸支出金は3,101万7,000円の増額補正で、介護保険料の還付金の増額や、前年度の介護給付費等に係る負担金等の精算に伴う国等への返還金が確定したことにより増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し8,961万5,000円を追加し、16億9,688万1,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 平成28年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（納谷克俊君） 本日は、これをもって散会いたします。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

今定例議会は、ちょっと短い議会ではございましたけれども、提案申し上げました全議案とも、慎重審議を賜りまして、全議案とも御議決を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、一般質問等で皆様方から貴重な御意見をいただいたわけでございますけれども、真摯に受けとめて、これからの行政運営に生かしてまいりたい、このように考えておるところでござ

ざいます。

これからいよいよ寒さも厳しくなる折ではございますけれども、是非皆様方には健康には気をつけていただきまして、御活躍を賜りますよう、心からお願い申し上げまして御礼の挨拶にかえさせていただきます。大変お世話になりました。

議長（納谷克俊君） 以上で終わります。

御苦労さまでした。

午後4時33分散会